

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 26 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

事務分掌の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(事務分掌)	(事務分掌)
第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。
教育部	教育部
教育総務課 ……略……	教育総務課 ……略……
学務課 ……略……	学務課 ……略……
指導課	指導課 ……略……
指導係	指導係
(1)～(5) ……略……	(1)～(5) ……略……
(6) <u>教育支援センター</u> に関すること。	(6) <u>適応指導教室</u> に関すること。
(7)～(8) ……略……	(7)～(8) ……略……
教職員係 ……略……	教職員係 ……略……
教育支援課 ……略……	教育支援課 ……略……
学校給食課 ……略……	学校給食課 ……略……
生涯学習推進センター ……略……	生涯学習推進センター ……略……
2 ……略……	2 ……略……

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。